

人事院公示第6号

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第17条の4第2項第2号並びに人事院規則16—0（職員の災害補償）第33条の2第1項及び第2項並びに第33条の11の規定に基づき、平成4年人事院公示第7号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成31年3月29日

人事院総裁 一 宮 なほみ

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
別表第1		別表第1	
期間の区分	率（単位％）	期間の区分	率（単位％）
（略）	（略）	（同左）	（同左）
平成9年4月1日から平成10年3月31日まで	<u>104</u>	平成9年4月1日から平成10年3月31日まで	<u>103</u>
平成10年4月1日から平成11年3月31日まで	<u>102</u>	平成10年4月1日から平成11年3月31日まで	<u>101</u>
（略）	（略）	（同左）	（同左）
平成22年4月	<u>101</u>	平成22年4月	<u>100</u>

月 1 日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで	
(略)	(略)
平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで	1 0 0
平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで	1 0 0

月 1 日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで	
(同左)	(同左)
平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで	1 0 0

別表第 2

期間の区分	率 (単位%)
(略)	(略)
平成 8 年 4 月 1 日から平成 9 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 4</u>
平成 9 年 4 月 1 日から平成 1 0 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 2</u>
(略)	(略)
平成 2 1 年 4	<u>1 0 1</u>

別表第 2

期間の区分	率 (単位%)
(同左)	(同左)
平成 8 年 4 月 1 日から平成 9 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 3</u>
平成 9 年 4 月 1 日から平成 1 0 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 1</u>
(同左)	(同左)
平成 2 1 年 4	<u>1 0 0</u>

月 1 日から平 成 2 2 年 3 月 3 1 日まで		月 1 日から平 成 2 2 年 3 月 3 1 日まで	
(略)	(略)	(同左)	(同左)
平成 2 9 年 4 月 1 日から平 成 3 0 年 3 月 3 1 日まで	1 0 0	平成 2 9 年 4 月 1 日から平 成 3 0 年 3 月 3 1 日まで	1 0 0
平成 3 0 年 4 月 1 日から平 成 3 1 年 3 月 3 1 日まで	1 0 0		

2 この決定による改正は、平成 3 1 年 4 月 1 日から効力を発生する。